入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
本工事は、電子契約システム対象案件である。
令和４年１月17日
支出負担行為担当官
九州地方整備局副局長　松良　精三
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40
○第 38 号
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　令和４年度佐伯港（女島地区）岸壁（－10m）(改良）築造工事（電子契約対象案件）
⑶　工事場所　大分県佐伯市東浜地先
⑷　工事内容　本工事は、佐伯港（女島地区）岸壁の本体工及び付属工を施工するものである。
⑸　工期　契約締結日から令和５年３月20日まで
⑹　本工事は、入札時に技術提案等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（ＷＴＯ型））の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認することにより、施工内容を確実に実現できるかどうかを審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑺　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
⑻　本工事は、若手の主任（監理）技術者を専任で指導する経験豊富な技術者(技術指導者)を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行工事である。なお、技術指導者の配置については、参加申請書の提出者が選択できるものとする。若手主任（監理）技術者は、昭和56年４月２日以降に生まれた者とする。
⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。(総合評価に係る技術提案の範囲を除く。)
⑽　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
⑾　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。
⑿　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⒀　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。(入札説明書参照)
⒁　本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。
⒂　本工事は、見積参考資料開示の試行工事である。
⒃　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」を落札者が選択することが出来る対象工事である。なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式も可能とする。
⒄　本工事は、中間前金払いに代わり、出来高に応じた部分払を落札者が選択することができる「出来高部分払方式」の対象工事である。ただし、工期が180日以上の場合に限る。なお、本工事で「出来高部分払方式」を行うことを選択した場合は、上記「総価契約単価合意方式」を実施するものとする。
⒅　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取り組みにおいて、BIM／CIM(Building／Construction Information Modeling, Management)を活用することにより、ＩＣＴの全面的活用を推進し、BIM／CIMモデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を図ることを目的とするBIM／CIM活用工事（発注者指定型）である。
⒆　本工事は、休日の確保を評価する「休日確保評価型」の試行工事である。
⒇　本工事は、工事期間中の真夏日の日数に応じて熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う対象工事である。
(21)　本工事は、港湾建設業等における労働賃金改善に関する取組みを促進するための「労務費見積り尊重宣言」促進モデルの試行工事である。
(22)　本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事の試行対象工事である。試行内容の詳細は、特記仕様書によることとする。
(23)　本工事は、落札決定後に「予定価格（税抜き）、予定価格（税抜き）の積算内訳、調査基準価格、落札理由（総合評価方式)」、契約締結後に「積算の内訳」を示す資料を公表する工事である。「積算の内訳」については、契約後に適宜、ＨＰにより公表する。
(24)　本入札に係る落札決定及び契約締結は、本工事に係る令和４年度予算が成立し、予算の示達がなされることを条件とするものである。
2　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）であること。
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　九州地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。
⑶①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者(経常建設共同企業体を含む)にあっては、九州地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,150点以上の者であること。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が1,150点以上の者であること。)
②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、九州地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が850点以上の者であること。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が850点以上の者であること。)
⑷①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者(経常建設共同企業体を除く)にあっては、平成18年度以降に元請けとして、次の施工実績を有する者であること。
・作業船を使用した岸壁（物揚場を含む）における50ｔ／基以上のジャケット据付工事
②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成18年度以降に元請けとして、次の施工実績を有する者であること。
・作業船を使用したジャケット据付工事
③　経常建設共同企業体にあっては、構成員のうちいずれか１社が、平成18年度以降に元請けとして、次の施工実績を有する者であること。
・作業船を使用した岸壁（物揚場を含む）における50ｔ／基以上のジャケット据付工事
さらに、他の構成員は、平成18年度以降に元請けとして、次の施工実績を有する者であること。
・作業船を使用したジャケット据付工事